

砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律案参照条文

砂糖の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第九号）（抄）

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 輸入に係る砂糖の価格調整に関する措置（第三条 第十条）

第三章 異性化糖の砂糖との価格調整に関する措置（第十一条 第十八条）

第四章 国内産糖についての交付金の交付（第十九条 第二十一条）

第五章 雑則（第二十二条 第二十六条）

第六章 罰則（第二十七条 第二十九条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、輸入に係る砂糖の価格調整に関する措置、異性化糖の砂糖との価格調整に関する措置、国内産糖についての交付金を交付する措置等を定めることにより、国内産糖の製造事業の経営の安定その他関連産業の健全な発展を促進し、もつて甘味資源作物に係る農業所得の確保と国民生活の安定に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「甘味資源作物」及び「国内産糖」とは、それぞれ、甘味資源特別措置法（昭和三十九年法律第四十一号）第二条第一項及び第二項に規定する甘味資源作物及び国内産糖をいう。

2 この法律において「粗糖」とは、分みつ（操作を加えて糖みつを分離することをいう。）をした砂糖であつて、乾燥状態において、全重量に対するしよ糖の含有量が検糖計（旋光度を測定するものに限る。）の読みで九十八・五度未満に相当するもの（車糖、でん粉を加えた粉糖その他これらに類するもの、香料料を加えたもの及び着色したものを除く。）をいう。

3 この法律において「異性化糖」とは、でん粉を酵素又は酸により加水分解して得られた主としてぶどう糖からなる糖液を酵素又はアルカリにより異性化した果糖又はぶどう糖を主成分とする糖をいう。

4 この法律において「砂糖年度」とは、毎年十月一日から翌年九月三十日までの期間をいう。

5 この法律において「輸入」とは、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二条に定める輸入をいう。

第二章 輸入に係る砂糖の価格調整に関する措置

(国内産糖合理化目標価格)

第三条 農林水産大臣は、毎砂糖年度、当該年度の開始前十五日までに、粗糖につき、国内産糖合理化目標価格を定めなければならない。

2 国内産糖合理化目標価格は、輸入に係る砂糖の価格がその額を下つて低落した場合にこれによる甘味資源作物の生産の振興及び国内産糖の製造事業の健全な発展に及ぼす悪影響を緩和するため輸入に係る砂糖の価格を調整することが必要となると認められる価格として、一定期間における甘味資源作物の生産の見通し及び国内産糖の製造事業の合理化の目標並びに粗糖の国際価格の動向を考慮して定める国内産糖の目標生産費を基準とし、政令で定めるところにより粗糖の輸入価格(関税の額に相当する金額を除く。)に換算して、定めるものとする。

3 前項の目標生産費は、五年を超えない範囲内で政令で定める期間ごとに定めるものとし、農林水産大臣は、当該目標生産費を定めようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

4 農林水産大臣は、国内産糖合理化目標価格を定めようとするときは、政令で定めるところにより、砂糖の製造、販売、輸入又は消費に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

5 農林水産大臣は、国内産糖合理化目標価格を定めるときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

第四条 国内産糖合理化目標価格は、内外の砂糖の需給事情、物価その他の経済事情に著しい変動が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、必要があるときは、改定することができる。

2 前条第四項及び第五項の規定は、国内産糖合理化目標価格の改定について準用する。

(輸入に係る指定糖の機構への売渡し)

第五条 粗糖その他の政令で定める種類の砂糖又は砂糖とぶどう糖その他の砂糖以外の糖とを混合した糖で政令で定めるもの(以下「指定糖」という。)につき関税法第六十七条の規定による輸入の申告(以下「輸入申告」という。)をする者(その者が当該輸入申告の際その輸入申告に係る指定糖の所有者でない場合にあつては、その所有者。以下「指定糖輸入申告者等」という。)は、その輸入申告の時に適用される次条の粗糖の平均輸入価格が国内産糖合理化目標価格に満たない額であるときは、政令で定めるところにより、その輸入申告に係る指定糖を独立行政法人農畜産業振興機構(以下「機構」という。)に売り渡さなければならない。ただし、その輸入申告に係る指定糖が関稅定率法(明治四十三年法律第五十四号)第十四条の規定により関税が免除されるものである場合その他政令で定める場合は、この限りでない。

2 前項の規定による指定糖の売渡しは、当該指定糖に係る輸入申告の前に、売渡申込書を機構に提出してしなければならない。

3 指定糖についての関税法第七十条の規定の適用については、前項の規定による売渡申込書の提出があつた場合における当該申込みに対する機構の承諾は、同条第一項の許可、承認等とみなす。

4 前項の機構の承諾に関し必要な事項は、政令で定める。

(平均輸入価格)

第六条 粗糖の平均輸入価格(以下「平均輸入価格」という。)は、政令で定める期間ごとにその各期間を適用期間とし、政令で定めるところによ

り、その期間前の一定期間の海外における代表的な粗糖の市価の平均額及び輸入するまでの運賃その他の諸掛りの標準額の平均額を基準として、農林水産大臣が定める。

2 平均輸入価格は、その適用期間の初日前三日まで、その適用期間を明示して、告示しなければならない。

3 平均輸入価格は、その適用期間の満了前においても、海外における粗糖の市価が著しく騰貴した場合その他政令で定める場合には、その残存期間について、改定することができる。この場合には、農林水産大臣は、遅滞なく、改正後の平均輸入価格及びその適用期間を告示しなければならない。

4 第一項の規定は、平均輸入価格の改定について準用する。この場合において、同項中「政令で定める期間ごと」にその各期間を適用期間とし」とあるのは、「当該残存期間につき」と読み替えるものとする。

(輸入に係る指定糖の買入れの価格)

第七条 第五条第一項の規定による売渡しに係る指定糖についての機構の買入れの価格は、次に掲げるとおりとする。

一 当該指定糖が砂糖である場合にあつては、その輸入申告の時に適用される平均輸入価格(粗糖以外の砂糖にあつては、その種類に応じて、当該平均輸入価格に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額)

二 当該指定糖が砂糖と砂糖以外の糖とを混合した糖(以下「混合糖」という。)である場合にあつては、次のイに掲げる額に次のロに掲げる額を加えて得た額

イ その輸入申告の時に適用される平均輸入価格に砂糖含有率(混合糖に含まれる砂糖の割合をいう。以下同じ。)を乗じて得た額(当該混合糖に含まれる砂糖が粗糖以外のものである場合にあつては、その種類に応じて、当該乗じて得た額に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額)

ロ その輸入申告の時に適用される平均輸入価格に当該混合糖に含まれる砂糖以外の糖の割合を乗じて得た額に、粗糖と当該砂糖以外の糖との性状、用途、市価等の差異を勘案して当該砂糖以外の糖の種類に応じて農林水産省令で定める割合を乗じて得た額

(輸入に係る指定糖の売戻し)

第八条 機構は、第五条第一項の規定による指定糖の売渡しをした者に対し、その指定糖を売り戻さなければならない。

2 機構は、前項の規定による売戻しをするため、第五条第一項の規定による指定糖の売渡しを受けるに当たつて、当該売渡しをする者がその売渡しに係る指定糖を買い戻さなければならない旨の条件を付することができる。

3 機構は、第五条第一項の規定による指定糖の売渡しを受けるに当たつて、当該売渡しをする者に対し、前項の条件を付するほか、政令で定めるところにより、当該条件による買戻しに係る債務の履行を確保するため必要な範囲内で、保証金、証券その他の担保を提供させることができる。(輸入に係る指定糖の売戻しの価格)

第九条 前条第一項の規定による機構の指定糖の売戻しの価格は、次に掲げるとおりとする。

- 一 当該指定糖が砂糖である場合にあつては、次のイに掲げる額と次のロに掲げる額との差額にその砂糖に係る輸入申告の日の属する砂糖年度に係る農林水産大臣の定める率（以下この条において「指定糖調整率」という。）を乗じて得た額から次のハに掲げる額（その額が当該指定糖調整率を乗じて得た額を超えるときは、その乗じて得た額）を控除して得た額を、次のロに掲げる額に加えて得た額
 - イ 国内産糖合理化目標価格（粗糖以外の砂糖にあつては、その種類に応じて、当該国内産糖合理化目標価格に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額）
 - ロ 第七条第一号に掲げる額
 - ハ 当該輸入申告の時に適用される農林水産大臣の定める額（粗糖以外の砂糖にあつては、その種類に応じて、当該額に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額）
 - 二 当該指定糖が混合糖である場合にあつては、次のイに掲げる額と次のロに掲げる額との差額にその混合糖に係る輸入申告の日の属する砂糖年度に係る指定糖調整率を乗じて得た額から次のハに掲げる額（その額が当該指定糖調整率を乗じて得た額を超えるときは、その乗じて得た額）を控除して得た額を次のロに掲げる額に加えて得た額に、第七条第二号ロに掲げる額を加えて得た額
 - イ 国内産糖合理化目標価格に砂糖含有率を乗じて得た額（当該混合糖に含まれる砂糖が粗糖以外のものである場合にあつては、その種類に応じて、当該乗じて得た額に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額）
 - ロ 第七条第二号イに掲げる額
 - ハ 前号ハの農林水産大臣の定める額に砂糖含有率を乗じて得た額（当該混合糖に含まれる砂糖が粗糖以外のものである場合にあつては、その種類に応じて、当該乗じて得た額に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額）
- 2 指定糖調整率は、毎砂糖年度、当該年度の開始前十五日までに、政令で定めるところにより、第一号に掲げる数量を第二号に掲げる数量で除して得た数を限度として、定めるものとする。
 - 一 当該年度の前年度における国内産糖の製造数量を基準とし当該年度におけるその見込数量を参酌して定めた国内産糖の推定製造数量
 - 二 当該年度の前年度における輸入に係る砂糖（輸入に係る指定糖たる混合糖に含まれる砂糖を含む。以下同じ。）の数量及び国内産糖の製造数量を基準とし当該年度におけるこれらの数量の見込数量を参酌して定めた輸入に係る砂糖及び国内産糖の推定総供給数量
 - 3 第一項第一号ハの農林水産大臣の定める額は、第十二条第一項の期間ごとにその各期間を適用期間とし、第一号に掲げる数量を第二号に掲げる数量で除して得た数を第三号に掲げる額に乘じて得た額を、政令で定めるところにより輸入に係る粗糖についての機構の売戻しの価格に換算した額を限度として、定めるものとする。
 - 一 その適用期間の属する砂糖年度の前年度における異性化糖の製造数量及び輸入数量（輸入に係る混合異性化糖（異性化糖と砂糖その他の異性化糖以外の糖とを混合した糖で政令で定めるものをいう。以下同じ。）に含まれる異性化糖の数量を含む。）を基準とし当該年度におけるこれらの数量の見込数量を参酌して定めた異性化糖（輸入に係る混合異性化糖に含まれる異性化糖を含む。）の推定供給数量を、政令で定めるところ

るにより標準異性化糖（農林水産省令で定める規格の異性化糖に含まれる固形分としての糖をいう。以下同じ。）の数量に換算した数量（第十条第一項及び第十五条第三項において「標準異性化糖推定供給数量」という。）

二 その適用期間の属する砂糖年度における前項第二号に掲げる数量

三 その適用期間における第十一条第一項の異性化糖調整基準価格と第十二条第一項の異性化糖の平均供給価格（当該異性化糖の平均供給価格が当該異性化糖調整基準価格以上の額である場合には、当該異性化糖調整基準価格）との差額に、その適用期間の属する砂糖年度に係る第十五条第一項の異性化糖調整率を乗じて得た額

4 第三条第五項の規定は指定糖調整率について、第六条第二項から第四項までの規定は第一項第一号八の農林水産大臣の定める額について、それぞれ、準用する。この場合において、同条第三項中「海外における粗糖の市価が著しく騰貴した場合」とあるのは「第十一条第一項の異性化糖調整基準価格又は第十二条第一項の異性化糖の平均供給価格が改定された場合」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第九条第三項」と、「政令で定める期間」とあるのは「第十二条第一項の期間」と読み替えるものとする。

（買入れ及び売戻しの価格の減額）

第十条 第五条第一項の規定による売渡しに係る指定糖が当該売渡し前に変質したものである場合には、機構は、農林水産省令で定めるところにより、当該指定糖につき買入れ及び売戻しの価格を減額することができる。

第三章 異性化糖の砂糖との価格調整に関する措置

（異性化糖等の機構への売渡し）

第十一条 農林水産省令で定める施設により異性化糖を製造する者（以下「異性化糖製造者」という。）は、製造した異性化糖をその製造場から移出する場合においてその移出の時に適用される次条第一項の異性化糖の平均供給価格が異性化糖調整基準価格（国内産糖合理化目標価格を政令で定めるところにより標準異性化糖の価格に換算して農林水産大臣が定める価格をいう。以下同じ。）に満たない額であるときは、その移出に係る異性化糖を機構に売り渡さなければならない。ただし、輸入に係る粗糖につき当該移出の時に適用される平均輸入価格が国内産糖合理化目標価格に満たない額である場合であり、かつ、当該移出の時に適用される同項の異性化糖の平均供給価格が当該移出の時に適用される異性化糖標準価格（第六条第一項の政令で定める期間（当該期間をその適用期間とする平均輸入価格が国内産糖合理化目標価格以上の額である場合における当該期間を除く。）ごとにその各期間を適用期間とし、その期間における輸入に係る粗糖についての第九条第一項第一号に規定する機構の売戻しの価格を政令で定めるところにより標準異性化糖の価格に換算して農林水産大臣が定める価格をいう。以下同じ。）を超える場合は、この限りでない。

2 異性化糖又は混合異性化糖（以下「異性化糖等」という。）につき輸入申告をする者（その者が当該輸入申告の際その輸入申告に係る異性化糖等の所有者でない場合にあつては、その所有者）は、その輸入申告の時に適用される次条第一項の異性化糖の平均供給価格が異性化糖調整基準価格に満たない額であるときは、次に掲げる場合を除き、政令で定めるところにより、その輸入申告に係る異性化糖等を機構に売り渡さな

ればならない。

- 一 当該輸入申告に係る異性化糖等が関稅定率法第十四條の規定により関稅が免除されるものである場合その他政令で定める場合
- 二 輸入に係る粗糖につき当該輸入申告の時に適用される平均輸入價格が国内産糖合理化目標價格に満たない額である場合であり、かつ、当該輸入申告の時に適用される次條第一項の異性化糖の平均供給價格が当該輸入申告の時に適用される異性化糖標準價格を超える場合

3 異性化糖調整基準價格は、毎砂糖年度、当該年度の開始前十五日までに定めなければならない。

4 異性化糖調整基準價格は、第四條第一項の規定により国内産糖合理化目標價格が改定される場合には、併せて改定しなければならない。

5 農林水産大臣は、異性化糖調整基準價格を定め、又はこれを改定したときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

6 第六條第二項から第四項までの規定は、異性化糖標準價格について準用する。この場合において、同條第三項中「海外における粗糖の市價が著しく騰貴した場合」とあるのは「平均輸入價格の改定により輸入に係る粗糖についての第九條第一項第一号に規定する機構の売戻しの價格が変動する場合」と、「改定することができる」とあるのは「併せて改定しなければならない」と、同條第四項中「第一項の」とあるのは「第十一條第一項ただし書の異性化糖標準價格の決定に関する」と、「政令で定める期間」とあるのは「第六條第一項の政令で定める期間（当該期間をその適用期間とする平均輸入價格が国内産糖合理化目標價格以上の額である場合における当該期間を除く。）」と読み替えるものとする。

7 第一項の規定による異性化糖の売渡しは、当該異性化糖をその製造場から移出する前に、売渡申込書を機構に提出してしなければならない。

8 第二項の規定による異性化糖等の売渡しは、当該異性化糖等に係る輸入申告の前に、売渡申込書を機構に提出してしなければならない。

9 前二項の規定による売渡申込書の提出があつた場合における当該申込みに対する機構の承諾に關し必要な事項は、政令で定める。

10 異性化糖製造者が異性化糖の製造場において行つた行為は、製造した異性化糖のその製造場からの移出とみなす。

- 一 製造した異性化糖と当該異性化糖以外の物とを混合すること。

- 二 製造した異性化糖を消費すること。

11 異性化糖製造者が異性化糖の製造を廃止する場合において、製造した異性化糖がその製造場に現存するときは、当該異性化糖製造者がその製造を廃止する日に当該異性化糖を当該製造場から移出するものとみなす。

12 第五條第三項の規定は、第二項の規定による売渡しに係る異性化糖等について準用する。この場合において、同條第三項中「前項」とあるのは「第十一條第八項」と、「同條第一項」とあるのは「同法第七十條第一項」と読み替えるものとする。

- （異性化糖平均供給價格）

第十二條 異性化糖の平均供給價格（以下「異性化糖平均供給價格」という。）は、標準異性化糖につき、政令で定めるところにより砂糖年度を区分した期間ごとにその各期間を適用期間とし、政令で定めるところにより、次に掲げる額を基準とし、その適用期間の属する砂糖年度に係る標準異性化糖推定供給數量のうち製造に係る部分と輸入に係る部分との比率を勘案して、農林水産大臣が定める。

一 国内における異性化糖の原料でん粉の価格並びに異性化糖の製造及び販売に要する標準的な費用の額

二 その適用期間前の一定期間の海外の異性化糖の主要な生産地域における異性化糖の市価の平均額、輸入するまでの運賃その他の諸掛りの標準額の平均額、関税の額に相当する金額及び輸入に係る異性化糖の販売に要する標準的な費用の額

2 第六条第二項から第四項までの規定は、異性化糖平均供給価格について準用する。この場合において、同条第三項中「海外における粗糖の市価が著しく騰貴した場合」とあるのは「国内における異性化糖の原料でん粉の価格又は海外の異性化糖の主要な生産地域における異性化糖の市価が著しく変動した場合」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第十二条第一項」と、「政令で定める期間」とあるのは「政令で定めるところにより砂糖年度を区分した期間」と読み替えるものとする。

(異性化糖等の買入れの価格)

第十三条 第十一条第一項の規定による売渡しに係る異性化糖（以下「国内産異性化糖」という。）についての機構の買入れの価格は、当該国内産異性化糖の移出の時に適用される異性化糖平均供給価格（標準異性化糖以外の異性化糖にあつては、農林水産省令で定める規格の区分に応じて、当該異性化糖平均供給価格に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額）とする。

2 第十一条第二項の規定による売渡しに係る異性化糖（以下「輸入異性化糖」という。）又は混合異性化糖（以下「輸入混合異性化糖」という。）についての機構の買入れの価格は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ、当該各号に掲げる額から消費税及び地方消費税の額に相当する金額を控除して得た額とする。

一 輸入異性化糖 その輸入申告の時に適用される異性化糖平均供給価格（標準異性化糖以外の異性化糖にあつては、農林水産省令で定める規格の区分に応じて、当該異性化糖平均供給価格に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額）

二 輸入混合異性化糖 次のイに掲げる額に次のロに掲げる額を加えて得た額

イ その輸入申告の時に適用される異性化糖平均供給価格に異性化糖含有率（混合異性化糖に含まれる異性化糖の割合をいう。以下同じ。）を乗じて得た額（当該輸入混合異性化糖に含まれる異性化糖が標準異性化糖以外のものである場合にあつては、農林水産省令で定める規格の区分に応じて、当該乗じて得た額に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額）

ロ その輸入申告の時に適用される異性化糖平均供給価格に当該輸入混合異性化糖に含まれる異性化糖以外の糖の割合を乗じて得た額に、標準異性化糖と当該異性化糖以外の糖との性状、用途、市価等の差異を勘案して当該異性化糖以外の糖の種類に応じて農林水産省令で定める割合を乗じて得た額

(異性化糖等の売戻し)

第十四条 機構は、第十一条第一項又は第二項の規定による異性化糖等の売渡しをした者に対し、その異性化糖等売り戻さなければならぬ。

2 第八条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による異性化糖等の売戻しについて準用する。この場合において、同条第二項中「第五条第一項の規定による指定糖の売渡し」とあるのは「第十一条第一項又は第二項の規定による異性化糖等の売渡し」と、「その売渡しに係る指定糖」とある

るの「その売渡しに係る異性化糖等」と、同条第三項中「第五条第一項の規定による指定糖の売渡し」とあるのは「第十一条第一項又は第二項の規定による異性化糖等の売渡し」と読み替えるものとする。

(異性化糖等の売戻しの価格)

第十五条 前条第一項の規定による機構の異性化糖等の売戻しの価格は、次に掲げるとおりとする。

一 国内産異性化糖については、次のイに掲げる額と次のロに掲げる額との差額に当該国内産異性化糖の移出の日の属する砂糖年度に係る農林水産大臣の定める率(以下この条において「異性化糖調整率」という。)を乗じて得た額を次のロに掲げる額に加えて得た額

イ 異性化糖調整基準価格(標準異性化糖以外の異性化糖にあつては、農林水産省令で定める規格の区分に応じて、当該異性化糖調整基準価格に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額)

ロ 当該国内産異性化糖の移出の時に適用される異性化糖平均供給価格(標準異性化糖以外の異性化糖にあつては、農林水産省令で定める規格の区分に応じて、当該異性化糖平均供給価格に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額。次号において同じ。)

二 輸入異性化糖については、次のイに掲げる額と次のロに掲げる額との差額に当該輸入異性化糖の輸入申告の日の属する砂糖年度に係る異性化糖調整率を乗じて得た額を次のロに掲げる額に加えて得た額から、消費税及び地方消費税の額に相当する金額を控除して得た額

イ 前号イに掲げる額

ロ 当該輸入異性化糖の輸入申告の時に適用される異性化糖平均供給価格

三 輸入混合異性化糖については、次のイに掲げる額と次のロに掲げる額との差額に当該輸入混合異性化糖の輸入申告の日の属する砂糖年度に係る異性化糖調整率を乗じて得た額を次のロに掲げる額に加えて得た額に、第十三条第二項第二号ロに掲げる額を加えて得た額から、消費税及び地方消費税の額に相当する金額を控除して得た額

イ 異性化糖調整基準価格に異性化糖含有率を乗じて得た額(当該輸入混合異性化糖に含まれる異性化糖が標準異性化糖以外のものである場合にあつては、農林水産省令で定める規格の区分に応じて、当該乗じて得た額に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額)

ロ 当該輸入混合異性化糖の輸入申告の時に適用される異性化糖平均供給価格に異性化糖含有率を乗じて得た額(当該輸入混合異性化糖に含まれる異性化糖が標準異性化糖以外のものである場合にあつては、農林水産省令で定める規格の区分に応じて、当該乗じて得た額に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額)

2 前項の規定にかかわらず、同項各号の異性化糖又は混合異性化糖の移出又は輸入申告の時に適用される輸入に係る粗糖についての平均輸入価格が国内産糖合理化目標価格に満たない額である場合であり、かつ、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、前条第一項の規定による機構の異性化糖等の売戻しの価格は、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

一 国内産異性化糖については、次のイに掲げる額が次のロに掲げる額を超える場合 次のロに掲げる額
イ 前項第一号に掲げる額

ロ 当該国内産異性化糖の移出の時に適用される異性化糖標準価格（標準異性化糖以外の異性化糖にあつては、農林水産省令で定める規格の区分に応じて、当該異性化糖標準価格に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額。次号において同じ。）

二 輸入異性化糖については、次のイに掲げる額が次のロに掲げる額を超える場合 次のロに掲げる額

イ 前項第二号に掲げる額

ロ 当該輸入異性化糖の輸入申告の時に適用される異性化糖標準価格から消費税及び地方消費税の額に相当する金額を控除して得た額

三 輸入混合異性化糖については、次のイに掲げる額が次のロに掲げる額を超える場合 次のロに掲げる額

イ 前項第三号に掲げる額

ロ 当該輸入混合異性化糖の輸入申告の時に適用される異性化糖標準価格に異性化糖含有率を乗じて得た額（当該混合異性化糖に含まれる異性化糖が標準異性化糖以外のものである場合にあつては、農林水産省令で定める規格の区分に応じて、当該乗じて得た額に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額）に第十三条第二項第二号ロに掲げる額を加えて得た額から、消費税及び地方消費税の額に相当する金額を控除して得た額

3 異性化糖調整率は、毎砂糖年度、当該年度の開始前十五日までに、当該年度における第九条第二項第一号に掲げる数量を当該年度における同項第二号に掲げる数量と標準異性化糖推定供給数量に砂糖の価格形成に及ぼす異性化糖の影響の程度を示すものとして政令で定めるところにより算出される数を乗じて得た数量との合計数量で除して得た数に当該算出される数を乗じて得た数を限度として、定めるものとする。

4 第三条第五項の規定は、異性化糖調整率について準用する。

第四章 国内産糖についての交付金の交付

（交付金の交付）

第十九条 機構は、政令で定めるところにより、地域内国内産糖製造事業者（甘味資源特別措置法第十八条第一項に規定する地域内国内産糖製造事業者をいう。以下同じ。）に対し、その製造する国内産糖（同法第四条第一項に規定する生産振興地域の区域内において生産された甘味資源作物で最低生産者価格（てん菜及びさとうきびごとにその生産者販売価格の最低基準となるものとして農林水産大臣が定める価格をいう。以下同じ。）を下らない価格でその生産者から買い入れられたものを原料として、同法第十五条第一項に規定する地域内指定製造施設により製造された国内産糖であつて、農林水産省令で定める種類、規格及び生産年のものに限る。第二十一条第一項において同じ。）につき、交付金を交付するものとする。

（最低生産者価格）

第二十条 最低生産者価格は、政令で定めるところにより、甘味資源作物の生産費その他の生産条件、砂糖の需給事情及び物価その他の経済事情を

参酌し、甘味資源作物の再生産を確保することを旨として定めるものとする。

2 最低生産者価格は、毎年、てん菜にあつては翌年一月一日から十二月三十一日までには種されるもの、さとうきびにあつては翌年十月一日から翌々年九月三十日までには収穫されるものにつき、政令で定める期日までに告示しなければならない。

3 最低生産者価格は、物価その他の経済事情に著しい変動が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、特に必要があるときは、改定することができる。この場合には、農林水産大臣は、遅滞なく、改定後の最低生産者価格を告示しなければならない。

(交付金の金額)

第二十一条 第十九条の交付金の金額は、地域内国内産糖製造事業者ごとに、次項の規定により定められる交付金の単価に、農林水産省令で定める期間内に当該地域内国内産糖製造事業者が製造した国内産糖の数量に相当する数を乗じて得た金額とする。

2 交付金の単価は、農林水産省令で定める国内産糖の種類に応じて、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額を基準として、農林水産大臣が定める。

一 その原料たる甘味資源作物の最低生産者価格に当該甘味資源作物の買入れ及びこれを原料とする国内産糖の製造に要する標準的な費用の額を加えて得た額を基準とし、国内産糖の製造事情その他の経済事情及び甘味資源特別措置法第十八条第一項の規定による甘味資源作物に係るその生産者からの買入れの価格についての指示をした場合には当該指示に係る事項を参酌して算出される額

二 政令で定めるところにより、平均輸入価格又は輸入に係る粗糖につき第九条第一項第一号の規定により定められる機構の売戻しの価格を基礎として算出される額を基準とし、砂糖の市価を参酌して算出される額

3 交付金の単価は、砂糖年度ごとに、国内産糖の製造が開始される時期を基準として、政令で定める期日までに告示しなければならない。

4 前条第三項の規定は、交付金の単価について準用する。

第五章 雑則

(輸入に係る指定糖及び異性化糖等の売戻しの価格の特例)

第二十二条 農林水産大臣は、砂糖の市価が平均輸入価格又は輸入に係る粗糖につき第九条第一項第一号の規定により定められる機構の売戻しの価格を政令で定めるところにより精製糖(国内産糖を除く。以下同じ。)の価格に換算した額を下回つて推移し、又は推移するおそれがある場合において、前条第二項の規定により国内産糖についての交付金の単価が砂糖の市価を参酌して定めるところとされていることからみて、機構の行う国内産糖についての交付金の交付の業務の適正円滑な運営に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、その事態に対処するため、機構に対し、次条第一項及び第二十四条第一項に規定する売戻しの価格により売戻しをすべきことを指示するとともに、その旨を告示するものとする。

2 農林水産大臣は、前項に規定する事態が消滅したと認めるときは、遅滞なく、同項の指示を取り消すとともに、その旨を告示するものとする。

第二十三条 第五条第一項の規定による指定糖の売渡しの申込みがあつた場合において、その申込みをした指定糖輸入申告者等の当該申込みの日の属する農林水産省令で定めるところにより砂糖年度を区分した期間における指定糖の売渡申込数量(混合糖にあつては、当該売渡しの申込みに係

る混合糖に含まれる砂糖の数量)を政令で定めるところにより粗糖の数量に換算した数量を合計した数量が通常年のその者に対する当該期間における指定糖の第八条第一項の規定による売戻しの数量(混合糖にあつては、当該売戻しに係る混合糖に含まれる砂糖の数量)を政令で定めるところにより粗糖の数量に換算した数量を合計した数量として農林水産省令で定めるところにより農林水産大臣が定めてその者及び機構に通知した数量(その数量によることが著しく不相当であると認められる場合において、通常年のその者の当該期間における指定糖の輸入数量等(混合糖にあつては、輸入に係る混合糖に含まれる砂糖の数量等)を基礎として農林水産省令で定めるところにより農林水産大臣が定める数量をその者及び機構に通知したときは、当該数量)を超えるときは、その超える数量に係る指定糖の前条第一項の規定による告示が行われた日から同条第二項の規定による告示が行われる日までの間における機構の売戻しの価格は、第九条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する売戻しの価格に、政令で定めるところにより砂糖(輸入に係る指定糖たる混合糖に含まれる砂糖を含む。)の供給数量の増加が砂糖の市価及び交付金の単価に及ぼす影響の程度を参酌して粗糖につき当該超える数量に係る指定糖の輸入申告の日の属する砂糖年度について農林水産大臣が定める額(粗糖以外の指定糖にあつては、その種類(混合糖にあつては、当該混合糖に含まれる砂糖の種類)に応じて、当該額(混合糖にあつては、当該額に砂糖含有率を乗じて得た額)に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額)を加えて得た額とする。

2 前項に規定する農林水産大臣の通知は、前条第一項の規定による告示が行われた日(当該告示が行われた日後四日から同条第二項の規定による告示が行われる日までに開始する前項の期間にあつては、当該期間の初日前三日まで)に(農林水産省令で定める過去一定年間に機構への売渡しの申込みをしていない者で、その日以後当該申込みをしたものについては、当該申込みの後遅滞なく)しなければならない。

3 第一項の農林水産大臣が定める額は、毎砂糖年度、当該年度の開始前十五日までに定めて告示するものとする。

第二十四条 第十一条第一項又は第二項の規定による異性化糖等の売渡しの申込みがあつた場合において、その申込みをした者の当該申込みの日の属する前条第一項の期間における異性化糖等の売渡申込数量(混合異性化糖にあつては、当該売渡しの申込みに係る混合異性化糖に含まれる異性化糖の数量)を政令で定めるところにより標準異性化糖の数量に換算した数量を合計した数量が通常年のその者に対する当該期間における異性化糖等の第十四条第一項の規定による売戻しの数量(混合異性化糖にあつては、当該売戻しに係る混合異性化糖に含まれる異性化糖の数量)を政令で定めるところにより標準異性化糖の数量に換算した数量として農林水産省令で定めるところにより農林水産大臣が定めてその者及び機構に通知した数量(その数量によることが著しく不相当であると認められる場合において、通常年のその者の当該期間における異性化糖の製造数量等又は異性化糖等の輸入数量等(混合異性化糖にあつては、輸入に係る混合異性化糖に含まれる異性化糖の数量等)を基礎として農林水産省令で定めるところにより農林水産大臣が定める数量をその者及び機構に通知したときは、当該数量)を超えるときは、その超える数量に係る異性化糖等の第二十二條第一項の規定による告示が行われた日から同条第二項の規定による告示が行われる日までの間における機構の売戻しの価格は、第十五条第一項及び第二項の規定にかかわらず、これらの規定に規定する売戻しの価格に、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額を加えて得た額とする。

一 国内産異性化糖 政令で定めるところにより異性化糖(輸入に係る混合異性化糖に含まれる異性化糖を含む。)の供給数量の増加が砂糖の市

価及び交付金の単価に及ぼす影響の程度を参酌して標準異性化糖につき当該超える数量に係る国内産異性化糖の移出の日の属する砂糖年度について農林水産大臣が定める額（標準異性化糖以外の異性化糖にあつては、農林水産省令で定める規格の区分に応じて、当該額に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額。次号において同じ。）

二 輸入異性化糖 当該超える数量に係る輸入異性化糖の輸入申告の日の属する砂糖年度に係る前号の農林水産大臣が定める額から消費税及び地方消費税の額に相当する金額を控除して得た額

三 輸入混合異性化糖 当該超える数量に係る輸入混合異性化糖の輸入申告の日の属する砂糖年度に係る第一号の農林水産大臣が定める額に異性化糖含有率を乗じて得た額（当該輸入混合異性化糖に含まれる異性化糖が標準異性化糖以外のものである場合にあつては、農林水産省令で定める規格の区分に応じて、当該乗じて得た額に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額）から消費税及び地方消費税の額に相当する金額を控除して得た額

2 前条第二項の規定は前項に規定する農林水産大臣の通知について、同条第三項の規定は前項の農林水産大臣が定める額について、それぞれ、準用する。

（報告及び検査）

第二十五条 農林水産大臣は、甘味資源作物の生産費の調査に必要な限度において、甘味資源作物の生産者から必要な事項に関する報告をさせることができる。

第二十六条 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、地域内国内産糖製造事業者、異性化糖製造者、精製糖若しくはでん粉の製造業者、砂糖、異性化糖若しくはでん粉の販売業者若しくは砂糖、混合糖若しくは異性化糖等の輸入業者に対し、必要な事項について報告をさせ、又はその職員にこれらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 罰則

第二十七条 第十七条の規定に違反した者は、三百万円以下の罰金に処する。

第二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第十八条第一項又は第二項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第二十五条若しくは第二十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）（抄）

（定義）

第二条 この法律又はこの法律に基づく命令において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に掲げる定義に従うものとする。

一 「輸入」とは、外国から本邦に到着した貨物（外国の船舶により公海で採捕された水産物を含む。）又は輸出の許可を受けた貨物を本邦に（保税地域を経由するものについては、保税地域を経て本邦に）引き取ることをいう。

二 十三（略）

2・3（略）

（輸出又は輸入の許可）

第六十七条 貨物を輸出し、又は輸入しようとする者は、政令で定めるところにより、当該貨物の品名並びに数量及び価格（輸入貨物（特例申告に係る指定貨物を除く。）については、課税標準となるべき数量及び価格）その他必要な事項を税関長に申告し、貨物につき必要な検査を経て、その許可を受けなければならない。

（証明又は確認）

第七十条 他の法令の規定により輸出又は輸入に関して許可、承認その他の行政機関の処分又はこれに準ずるもの（以下この項において「許可、承認等」という。）を必要とする貨物については、輸出申告又は輸入申告の際、当該許可、承認等を受けている旨を税関に証明しなければならない。

2 他の法令の規定により輸出又は輸入に関して検査又は条件の具備を必要とする貨物については、第六十七条（輸出又は輸入の許可）の検査その他輸出申告又は輸入申告に係る税関の審査の際、当該法令の規定による検査の完了又は条件の具備を税関に証明し、その確認を受けなければならない。

3 第一項の証明がされず、又は前項の確認を受けられない貨物については、輸出又は輸入を許可しない。

関稅定率法（明治四十三年法律第五十四号）（抄）

（無条件免税）

第十四条 次に掲げる貨物で輸入されるものについては、政令で定めるところにより、その関税を免除する。

- 一 天皇及び内廷にある皇族の用に供される物品
- 二 本邦に來遊する外國の元首若しくはその家族（配偶者、直系尊屬、直系卑屬及びこれらに準ずる地位にあると認められる親族をいう。以下同じ。）又はこれらの者の隨員に屬する物品

三 外國若しくはその行政区画である公共団体、國際機關又は財務大臣が指定する団体若しくは基金その他これらに準ずるものから本邦に居住す

る者に贈与される勳章、賞牌^{ほし}その他これらに準ずる表彰品及び記章

三の二 国際連合又はその専門機関から寄贈された教育用又は宣伝用の物品及びこれらの機関によつて製作された教育的、科学的又は文化的なフィルム、スライド、録音物その他これらに類する物品

三の三 政令で定める博覧会、見本市その他これらに類するもの（以下この号及び第十五条第一項第五号の二において「博覧会等」という。）への参加国（博覧会等に参加する外国の地方公共団体及び国際機関を含む。）が発行した当該博覧会等のための公式のカタログ、パンフレット、ポスターその他これらに類するもの

四 記録文書その他の書類

五 国の専売品で政府又はその委託を受けた者が輸入するもの

六 注文の取集めのための見本。ただし、見本用のみ適すると認められるもの又は著しく価額の低いものとして政令で定めるものに限り。

六の二 本邦から輸出される貨物の品質が仕向国にある機関の定める条件に適合することを表示するために、当該貨物の製造者が当該貨物にはいつけるラベルで、当該貨物を輸出するために必要なものとして政令で定めるもの

七 本邦に住所を移転するため以外の目的で本邦に入国する者がその入国の際に携帯して輸入し、又は政令で定めるところにより別送して輸入する物品（自動車、船舶、航空機その他政令で指定する物品を除く。）のうちその個人的な使用に供するもの及び職業上必要な器具で、その入国の事由、滞在の期間、職業その他の事情を勘案して税関が適当と認めるもの

八 本邦に住所を移転するため本邦に入国する者がその入国の際に輸入し、又は政令で定めるところにより別送して輸入する物品（自動車、船舶、航空機その他政令で指定する物品を除く。）のうち当該入国者又はその家族の個人的な使用に供するもの及び職業上必要な器具。但し、これらの者が既に使用したものでその住所を移転する事由、外国及び本邦における居住期間、職業、家族の数その他の事情を勘案して税関が通常、且つ、相応と認めるものに限り。

九 本邦の在外公館から送還された公用品

十 本邦から輸出された貨物でその輸出の許可の際の性質及び形状が変わつていないもの。ただし、第十七条第一項又は第十八条第一項の規定により関税の免除又は軽減を受けた貨物、第十九条第一項又は第六項の規定により関税の軽減若しくは免除若しくは払戻し又は控除を受けた貨物を原料として製造した貨物、第十九条の二第一項の規定により関税の免除を受けた場合における同項の外国に向けて送り出した製品及び同条第二項若しくは第四項、第十九条の三第一項又は第二十条第一項、第二項、第四項若しくは第五項の規定により関税の払戻し又は控除を受けた貨物を除く。

十一 本邦から輸出された貨物の容器（これに類する物品を含む。以下第十七条第一項第二号及び第三号において同じ。）のうち政令で定めるところで当該輸出の際に使用されたもの又は輸入の際に使用されているもの。この場合においては、前号ただし書の規定を準用する。

十二 削除

十三 遭難した本邦の船舶又は航空機の解体材及び装品

十四 本邦から出港した船舶又は航空機によつて輸出された貨物で当該船舶又は航空機の事故により本邦に積みもどされたもの。この場合においては、第十号ただし書の規定を準用する。

十五 削除

十六 身体障害者用に特に製作された器具その他これに類する物品で政令で定めるもの

十七 ニューズ映画用のフィルム（撮影済みのものに限る。）及びニューズ用のテープ（録画済みのものに限る。）。ただし、内容を同じくするものについては、そのうちの二本以内に限る。

十八 課税価格の合計額が一万円以下の物品（本邦の産業に対する影響その他の事情を勘案してこの号の規定を適用することを適当としない物品として政令で定めるものを除く。）

独立行政法人農畜産業振興機構法（平成十四年法律第二百二十六号）（抄）

第一章 総則

（機構の目的）

第三条 独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、主要な畜産物の価格の安定、主要な野菜の生産及び出荷の安定並びに砂糖の価格調整に必要な業務を行うとともに、畜産業及び野菜農業の振興に資するための事業についてその経費を補助する業務を行うほか、あわせて生糸の輸入に係る調整等に必要な業務を行い、もつて農畜産業及びその関連産業の健全な発展並びに国民消費生活の安定に寄与することを目的とする。

第三章 業務等

（業務の範囲）

第十条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 畜産物の価格安定に関する法律（昭和三十六年法律第八十三号）の規定による価格安定措置の実施に必要な次の業務を行うこと。

イ 指定乳製品及び指定食肉（輸入に係る指定食肉を除く。）の買入れ、交換及び売渡しを行うこと。

ロ イの業務に伴う指定乳製品及び指定食肉の保管を行うこと。

ハ 農林水産省令で定めるところにより、畜産物の価格安定に関する法律第六条第二項、第三項又は第四項の認定を受けた指定乳製品、指定食肉又は鶏卵等の保管に関する計画の実施に要する経費について補助すること。

二 国内産の牛乳を学校給食の用に供する事業についてその経費を補助し、及び畜産物の生産又は流通の合理化を図るための事業その他の畜産業の振興に資するための事業で農林水産省令で定めるものについてその経費を補助すること。

三 野菜生産出荷安定法（昭和四十一年法律第百三十三号）の規定により次の業務を行うこと。

イ 指定野菜の価格の著しい低落があつた場合における生産者補給交付金及び生産者補給金の交付を行うこと。

ロ あらかじめ締結した契約に基づき指定野菜の確保を要する場合における交付金の交付を行うこと。

八 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人が行う業務でイ又はロの業務に準ずるものについてその経費を補助すること。

四 野菜の生産又は流通の合理化を図るための事業その他の野菜農業の振興に資するための事業で農林水産省令で定めるものについてその経費を補助すること。

五 砂糖の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）の規定により次の業務を行うこと。

イ 輸入に係る指定糖の買入れ及び売戻しを行うこと。

ロ 異性化糖等の買入れ及び売戻しを行うこと。

八 国内産糖についての交付金の交付を行うこと。

六 生系の輸入に係る調整等に関する法律（昭和二十六年法律第三百十号）の規定による生系の輸入に係る調整に関する措置の実施に必要な次の業務を行うこと。

イ 生系の輸入、輸入によつて保有する生系の売渡し又は買換え並びに輸入申告に係る生系の買入れ及び売戻しを行うこと。

ロ イの業務に伴う生系の保管を行うこと。

七 畜産物、野菜、砂糖及びその原料作物、繭並びに生系の生産及び流通に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。

八 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 機構は、前項の規定により行う業務の遂行に支障のない範囲内で、繭又は生系の生産又は流通の合理化を図るための事業その他の蚕糸業の振興に資するための事業で農林水産省令で定めるものについてその経費を補助する業務及びこれに附帯する業務を行うことができる。

（区分経理）

第十一条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 前条第一項第一号の業務、同項第二号の業務、同項第七号の業務（畜産物に係るものに限る。）及びこれらに附帯する業務

二 前条第一項第三号の業務、同項第四号の業務、同項第七号の業務（野菜に係るものに限る。）及びこれらに附帯する業務

三 前条第一項第五号の業務、同項第七号の業務（砂糖及びその原料作物に係るものに限る。）及びこれらに附帯する業務

四 前条第一項第六号の業務、同項第七号の業務（繭及び生系に係るものに限る。）及びこれらに附帯する業務並びに同条第二項に規定する業務（積立金の処分）

第十二条 機構は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年

度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項に規定する積立金があるときは、その額に相当する金額のうち農林水産大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 農林水産大臣は、前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、農林水産省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

（長期借入金）

第十三条 機構は、第十条第一項第一号イ及びロ並びに第六号の業務に必要な費用に充てるため、農林水産大臣の認可を受けて、長期借入金を行うことができる。

2 農林水産大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、農林水産省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

（債務保証）

第十四条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構が第十一条第一号の業務に係る勘定の負担においてする前条第一項の長期借入金又は通則法第四十五条第一項の短期借入金に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条第一項の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。）について保証することができる。

（償還計画）

第十五条 機構は、毎事業年度、長期借入金の償還計画を立てて、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

2 農林水産大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、農林水産省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

（交付金の交付）

第十六条 政府は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、機構に対し、砂糖の価格調整に関する法律第十九条の交付金（同法第二十条第二項第二号に掲げる額が政令で定めるところにより同法第三条第二項に規定する国内産糖合理化目標価格を国内産糖の価格に換算した額に満たない額である場合には、同号に掲げる額と当該換算した額との差額に係る部分を除く。）に相当する金額を交付するものとする。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用）

第十七条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）の規定（罰則を含む。）は、第十条第一項第一号八、第二号、第三号八及び第四号並びに第二項の規定により機構が交付する補助金について準用する。この場合において、同法（第二条第七項、第二

十三条並びに第二十五条第一項及び第二項を除く。中「各省各庁」とあるのは「独立行政法人農畜産業振興機構」と、「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人農畜産業振興機構の理事長」と、同法第二条第一項及び第四項、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「独立行政法人農畜産業振興機構」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人農畜産業振興機構の事業年度」と読み替えるものとする。

第四章 雑則

(財務大臣との協議)

第十八条 農林水産大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

- 一 第十条第一項第一号八、第二号若しくは第四号又は第二項の農林水産省令を定めようとするとき。
- 二 第十二条第一項の承認をしようとするとき。
- 三 第十三条第一項又は第十五条第一項の認可をしようとするとき。

第五章 罰則

第二十二條 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 この法律の規定により農林水産大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。
- 二 第十条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

附則

第六条 機構は、当分の間、第十条及び前条に規定する業務のほか、砂糖又はてん菜若しくはさとうきびの生産又は流通の合理化を図るための事業その他の砂糖及びその原料作物の生産の振興に資するための事業で農林水産省令で定めるものについてその経費を補助する業務及びこれに附帯する業務を行うことができる。

2 前項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、第十一条第三号中「これらに附帯する業務」とあるのは「これらに附帯する業務並びに附則第六条第一項に規定する業務」と、第十二条第一項及び第二十二條第二号中「第十条」とあるのは「第十条及び附則第六条第一項」と、第十七条中「並びに第二項」とあるのは「並びに第二項並びに附則第六条第一項」と、第十八条第一号中「又は第二項」とあるのは「若しくは第二項又は附則第六条第一項」とする。

第八条 機構は、旧事業団法第二十八条第一項第三号の規定によりされた出資に係る株式又は持分の処分が終了するまでの間、第十条、附則第五条、附則第六条第一項及び前条第一項に規定する業務のほか、当該株式又は持分の管理及び処分を行う。

2 前項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、第十一条第一号中「これらに附帯する業務」とあるのは「これらに附帯する業務並びに附則第八条第一項に規定する業務」と、第十二条第一項及び第二十二條第二号中「第十条」とあるのは「第十条及び附則第八条第一項」とする。

甘味資源特別措置法（昭和三十九年法律第四十一号）（抄）

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 甘味資源作物の生産の振興（第三条 第十二条）

第三章 生産振興地域における国内産糖製造事業等（第十三条 第二十条）

第四章及び第五章 削除

第六章 都道府県甘味資源作物生産振興審議会（第三十五条）

第七章 雑則（第三十六条 第三十八条）

第八章 罰則（第三十九条 第四十二条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、適地における甘味資源作物の生産の振興及び当該生産に係る甘味資源作物又は国内産のでん粉をおもな原料として使用する砂糖類の製造事業の健全な発展を図るために必要な措置を講ずることにより、農業経営の改善と農家所得の安定、砂糖類の自給度の向上及び甘味資源に係る国際競争力の強化に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「甘味資源作物」とは、てん菜及びさとうきびをいう。

2 この法律において「国内産糖」とは、国内産の甘味資源作物を原料として製造される砂糖をいう。

3 この法律において「国内産ぶどう糖」とは、国内産の甘しよでん粉又は馬鈴しよでん粉を原料として製造されるぶどう糖をいう。

4 この法律において「砂糖類」とは、砂糖及びぶどう糖をいう。

第二章 甘味資源作物の生産の振興

第三条 削除

（生産振興地域の指定）

第四条 農林水産大臣は、てん菜及びさとうきびごとに、次の各号に掲げる要件のすべてを備える一定の区域であつて、当該区域における農業経営の改善を図るため甘味資源作物の生産を計画的に振興することが特に必要であると認められるものをてん菜生産振興地域又はさとうきび生産振興地域（以下「生産振興地域」と総称する。）として指定することができる。

一 当該区域における気象条件及び当該区域内の農地の相当部分に係る土じょうその他の自然的条件が甘味資源作物の栽培に適する政令で定める条件に適合していること。

二 当該区域における農作物の作付の体系、競合農作物の状況、農業労働条件その他の農業経営の条件に照らして、当該区域内における甘味資源作物の生産が安定的に増大する見込みが確実であること。

三 当該区域内において生産される甘味資源作物の生産数量が、一又は二以上の合理的な経営規模の国内産糖の製造事業を安定的に成立させるために必要な数量として政令で定める数量に達しており、又はこれに達する見込みが確実であること。

2 農林水産大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、関係都道府県知事の意見を聞かなければならない。
(指定の申出)

第五条 都道府県知事は、その区域における農業経営の改善を図るため甘味資源作物の生産を計画的に振興することが特に必要と認められる一定の区域につき、前条第一項の規定による指定をすべき旨を農林水産大臣に申し出ることができる。
(区域の変更)

第六条 農林水産大臣は、甘味資源作物の生産事情、経済事情等に変動が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、必要があるときは、生産振興地域の区域を変更することができる。

2 前項の規定による変更は、その変更後の区域が第四条第一項各号に掲げる要件のすべてを備える区域であり、かつ、その区域における農業経営の改善を図るため当該甘味資源作物の生産を計画的に振興することが特に必要と認められる場合でなければ、することができない。

3 第四条第二項及び前条の規定は、第一項の規定による変更について準用する。
(指定の解除)

第七条 農林水産大臣は、生産振興地域が第四条第一項各号に掲げる要件の全部又は一部を欠くに至つたときは、生産振興地域の指定を解除しなければならぬ。

2 第四条第二項及び第五条の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。
(指定等の告示)

第八条 第四条第一項の規定による指定、第六条第一項の規定による区域の変更及び前条第一項の規定による指定の解除は、告示してしなければならない。

(生産振興計画の樹立)

第九条 生産振興地域の区域の全部又は一部を管轄する都道府県知事は、当該区域内において生産される当該甘味資源作物につき、農林水産省令で定めるところにより、毎年、生産振興計画をたてなければならない。

2 生産振興計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 作付面積及び生産数量に関する事項
 - 二 土地改良その他生産基盤の整備に関する事項
 - 三 優良種苗の生産及び普及に関する事項
 - 四 栽培技術の改善に関する事項
 - 五 農業経営の合理化に関する事項
 - 六 集荷及び販売に関する事項
 - 七 その他必要な事項
- 3 都道府県知事は、生産振興計画をたてようとするときは、関係市町村及び農林水産省令で定める農業団体等の意見を聞かなければならない。
 - 4 都道府県知事は、生産振興計画をたてようとするときは、あらかじめ農林水産大臣に協議しなければならない。
 - 5 都道府県知事は、生産振興計画をたてたときは、その概要を公示しなければならない。
(生産振興計画の変更)
- 第十条 前条第三項から第五項までの規定は、生産振興計画の変更について準用する。
(生産振興計画の実施に係る助成)
- 第十一条 政府は、毎年度、予算の範囲内において、生産振興地域の区域の全部又は一部をその区域の全部又は一部とする都道府県に対し、第九条第四項(前条において準用する場合を含む。)の協議が調った生産振興計画の実施に要する経費の一部を補助することができる。
(生産振興計画の達成のための援助)
- 第十二条 農林水産大臣及び都道府県知事は、甘味資源作物を生産する者又はその者の組織する団体に対し、前条の生産振興計画の達成を図るため、助言、指導、資金の融通のあつせんその他必要な援助を行なうよう努めるものとする。
- 第三章 生産振興地域における国内産糖製造事業等
(指定製造施設の設置の承認)
- 第十三条 甘味資源作物を原料として国内産糖を製造する施設で政令で定めるもの(以下「指定製造施設」という。)を生産振興地域の区域内において新たに設置しようとする者は、農林水産省令で定める手続により、農林水産大臣の承認を受けなければならない。
- 2 農林水産大臣は、前項の承認の申請が次の各号に掲げる要件のすべてに適合していると認められるときは、同項の承認をしなければならない。
 - 一 当該承認をすることによって、当該生産振興地域の区域内に設置される指定製造施設についての原料処理能力が、当該区域内における当該甘味資源作物の生産の長期の見通しに照らして著しく過大にならないこと。
 - 二 当該申請に係る指定製造施設についての原料処理能力が当該事業を合理的に経営するために必要と認められる規模のものであり、かつ、その施設が効率的なものであること。

三 当該申請に係る指定製造施設の設置の場所が当該事業の合理的な経営に適する立地条件を備えていること。
四 当該申請に係る指定製造施設についての原料処理能力に見合う当該甘味資源作物の数量を当該生産振興地域の区域内において確保する見込みが確実であること。

五 当該事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

六 その他当該承認をすることによつて、当該生産振興地域の区域内における当該甘味資源作物の生産又はその区域内に設置される指定製造施設による当該事業の健全な発展が阻害されることとならないこと。

(既存指定製造施設に係る届出)

第十四条 生産振興地域の指定又は生産振興地域の区域の変更があつた場合において、その指定又は区域の変更の際現にその区域(区域の変更の場合にあつては、その変更によつて新たに生産振興地域の区域となつた地域)内において指定製造施設を設置している者(当該区域内においてその新設に係る工事が行なわれている場合のその設置者を含む。)は、その指定又は区域の変更があつた日から三十日以内に、農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

(指定製造施設の変更の承認)

第十五条 生産振興地域の区域内に設置されている指定製造施設(以下「地域内指定製造施設」という。)につき農林水産省令で定める変更をしようとする者は、農林水産省令で定める手続により、農林水産大臣の承認を受けなければならない。

2 第十三条第二項の規定は、前項の承認について準用する。

(承認の条件)

第十六条 第十三条第一項及び前条第一項の承認には、条件を附することができる。

2 前項の条件は、当該承認に係る指定製造施設の適確な設置及び当該指定製造施設による当該事業の適正な運営を確保するため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該承認を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

(事業開始等の届出)

第十七条 地域内指定製造施設につき、当該事業を開始し、当該事業を廃止し、又は農林水産省令で定める一定期間以上継続して当該事業を休止する者は、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

(地域内国内産糖製造事業者に対する指示及び勧告)

第十八条 農林水産大臣は、生産振興地域の区域内における農業経営の改善と農家所得の安定を図るため、地域内指定製造施設により当該生産振興地域の区域内において生産される当該甘味資源作物を原料として国内産糖を製造する事業(以下「地域内国内産糖製造事業」という。)を行なう者(以下「地域内国内産糖製造事業者」という。)に対し、当該生産振興地域の区域内において生産される当該甘味資源作物に係るその生産者からの買入れの価格その他その生産者との取引の条件及び方法、その買入れを行なう区域並びにこれを原料とする国内産糖の製造及びその貯蔵に関

し、必要な指示をすることができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定による指示をしたときは、その旨を公表するものとする。

第十九条 農林水産大臣は、地域内国内産糖製造事業の合理化を促進するため必要があるときは、地域内国内産糖製造事業者に対し、当該事業に係る経営の改善、当該事業の休止、当該事業に係る経営の共同化、地域内指定製造施設の譲渡その他の措置を講ずべき旨を勧告することができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定による勧告に従い必要な措置を講ずる者に対し、資金の融通のあつせんその他必要な援助を行なうよう努めるものとする。

(国内産ぶどう糖の製造事業を行なう者に対する勧告)

第二十条 農林水産大臣は、国内産ぶどう糖の製造事業の合理化を促進するため特に必要があるときは、国内産ぶどう糖の製造事業を行なう者に対し、当該事業に係る経営の改善、当該事業に係る経営の共同化、国内産ぶどう糖製造施設の譲渡その他の措置を講ずべき旨を勧告することができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定による勧告に従い必要な措置を講ずる者に対し、資金の融通のあつせんその他必要な援助を行なうよう努めるものとする。

第四章及び第五章 削除

第二十一条から第三十四条まで 削除

第六章 都道府県甘味資源作物生産振興審議会

第三十五条 生産振興地域の区域の全部又は一部をその区域の全部又は一部とする都道府県は、都道府県知事の諮問に応じ甘味資源作物の生産の振興に関する重要事項を調査審議させるため、条例で、都道府県甘味資源作物生産振興審議会を置くことができる。

2 都道府県甘味資源作物生産振興審議会に關し必要な事項は、条例で定める。

第七章 雑則

(報告及び検査)

第三十六条 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、地域内国内産糖製造事業者に対し、必要な事項に関する報告をさせ、又はその職員に、地域内国内産糖製造事業者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(事業の停止命令)

第三十七条 農林水産大臣は、第十三条第一項又は第十五条第一項の承認を受けた者(その者の一般承継人その他の承継人で、農林水産省令で定めるものを含む。)が第十六条第一項の規定により当該承認に付された条件に違反したときは、その者に対し、一年以内の期間を定めて、その承認

に係る地域内指定製造施設による当該事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(権限の委任)

第三十八条 この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方農政局長に委任することができる。

第八章 罰則

第三十九条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十三条第一項の規定に違反して指定製造施設を新たに設置した者
- 二 第十五条第一項の規定に違反して地域内指定製造施設につき同項の農林水産省令で定める変更をした者
- 三 第三十七条の規定による事業の停止の命令に違反した者

第四十条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第三十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 第四十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

第四十二条 第十七条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の過料に処する。

農産物価格安定法（昭和二十八年法律第二百二十五号）（抄）

(目的)

第一条 この法律は、米麦に次いで重要な農産物の価格が適正な水準から低落することを防止し、もつてその農産物の生産の確保と農家所得の安定に資することを目的とする。

(買入れ)

第二条 政府は、前条の目的を達成するため、必要な時期において、必要な数量のかんしよ生切干、かんしよでん粉、ばれいしよでん粉及び大豆（以下「農産物等」という。）を、農林水産省令の定めるところにより、その生産者又はその者が直接若しくは間接の構成員となつて法人で農林水産省令で定めるもの（以下「生産者団体」という。）の売渡しの申込みにより買入れる。

2 農林水産大臣は、前項の規定による農産物等の買入れをしようとするときは、生産者団体の意見を聞かなければならない。

3 第一項の規定により買入れる農産物等は、農林水産省令で定める種類及び規格のものに限る。

(優先買入)

第三条 前条第一項の場合において、生産者団体があらかじめ農林水産大臣の承認又はその勧告を受けて第一条の目的を達成するために農産物等の

販売の調整を行うときは、政府は、農林水産省令の定めるところにより、当該生産者団体からの売渡の申込に係る数量の農産物等を優先的に買入れるものとする。

(かんしよ及びばれいしよの価格維持のための措置)

第四条 政府は、第二条第一項の売渡しの申込みがかんしよでん粉又はばれいしよでん粉に係るものである場合において、その原料であるかんしよ又はばれいしよの生産者がある売渡しの対価として受ける額が当該かんしよ又はばれいしよにつき定める次条第一項第一号の原料基準価格に基づく額に達していないと認められるときは、その売渡しの申込みに応じないことができる。

(買入価格)

第五条 第二条第一項の規定により買入れる農産物等の政府の買入れの価格は、政令の定めるところにより、次に掲げる額(以下「買入基準価格」という。)を基準とし、生産者団体に諮り、その意見を尊重して農林水産大臣が定める。

一 かんしよ生切干、かんしよでん粉又はばれいしよでん粉については、その原料であるかんしよ又はばれいしよにつき、政令の定めるところにより、農業パリティ指数に基づき算出した価格を基準とし、生産費及び物価、需給事情その他の経済事情を参酌し、再生産を確保することを旨として農林水産大臣が定める額(以下「原料基準価格」という。)に、原料運賃、加工に要する費用等を加えて得た額

二 大豆については、農林水産大臣が、政令の定めるところにより、農業パリティ指数に基づき算出した価格、生産費及び需給事情その他の経済事情を参酌して定める額

2 政府が生産者団体から買入れる場合には、前項の政府の買入れの価格に、農林水産大臣の定める金利、保管料等に相当する額を加算することができる。

3 第一項の政府の買入れの価格及び原料基準価格は、毎年、政令で定める期日までに定めて公表しなければならない。
(買入価格等の改定)

第六条 前条第一項の政府の買入れの価格及び原料基準価格は、物価その他の経済事情に著しい変動が生じ又は生ずるおそれがある場合において特に必要があるときは、改定することができる。この場合には、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(売渡し及び売渡価格)

第七条 政府は、第二条第一項の規定により買入れた農産物等を、当該農産物等の需給事情を勘案し、農産物等の時価に悪影響を及ぼさないように売り渡すものとする。

2 前項の売渡しの価格は、買入基準価格及び時価を下つてはならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、農林水産大臣の定める価格とすることができ。

一 新規の用途又は販路に向けるため必要があるとき。

二 前号に掲げる場合のほか、生産者団体が農林水産大臣の承認を受けた用途又は販路に向けるため当該生産者団体に対し売り渡すとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、農産物等の需要の増進に資する場合であつて農林水産省令で定めるとき。

四 政府の保管する農産物等の数量が農林水産省令で定める数量を超えるに至つたとき。

五 政府の保管する農産物等の保管期間が農林水産省令で定める期間を超えるに至つたとき。

六 試験研究の用に供するとき。

七 管理上の必要により売り払うとき。

(生産者団体に対する措置)

第八条 農林水産大臣は、必要があると認めるときは、生産者団体に対し、第一条の目的を達成するため必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 政府は、生産者団体が農林水産大臣の承認又は勧告を受けて第一条の目的を達成するために農産物等の販売の調整を行う場合において必要があるときは、必要な資金のあつせんその他必要な措置を行うものとする。

(かんしよ又はばれいしよの価格に関する勧告)

第八条の二 農林水産大臣又は都道府県知事は、政令の定めるところにより、かんしよ生切干、かんしよでん粉又はばれいしよでん粉の生産者が原料基準価格に基づく額に達しない価格でその原料であるかんしよ又はばれいしよを買い入れ、又は買い入れるおそれがあると認めるときは、当該生産者に対し、その価格を少なくとも当該額に達するまで引き上げるべき旨を勧告することができる。

2 農林水産大臣又は都道府県知事は、前項の規定による勧告をしたときは、その旨を公表することができる。

(農産物等に関する調査)

第九条 農林水産大臣は、農産物等(かんしよ及びばれいしよを含む。以下この項において同じ。)の生産費、需給事情その他農産物等の価格の安定に必要事項を調査するため必要があるときは、農産物等の生産者又は生産者団体から必要な事項の報告を徴し、又はその職員にこれらの者の営業所、事業所、倉庫等に立ち入らせ、帳簿書類その他業務に係る物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を証する証票を携帯し、関係人の要求があるときは、これを呈示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(権限の委任)

第十条 この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令の定めるところにより、その一部を地方支分部局の長に委任することができる。

食糧管理特別会計法(大正十年法律第三十七号)(抄)

第一条 食糧ノ需給及價格ノ安定ノ為ニスル食糧、農産物價格安定法(昭和二十八年法律第二百二十五号)ニ依リ政府ノ買入ルル農産物等(以下農産物等ト謂フ)及飼料需給安定法(昭和二十七年法律第三百五十六号)第三条ニ規定スル飼料需給計画ニ基キ政府ノ買入ルル輸入飼料(以下輸入

飼料ト謂フノ買入、売渡、交換、貸付、交付、加工、製造及貯蔵並米穀等及麦等ノ輸入ニ係ル納付金ノ受入ニ関スル一切ノ歳入歳出ハ之ヲ一般会計ト区分シ特別会計ヲ設置ス

第一条ノ二 本会計ハ之ヲ国内米管理勘定、国内麦管理勘定及輸入食糧管理勘定（以下食糧管理勘定ト謂フ）並農産物等安定勘定、輸入飼料勘定、業務勘定及調整勘定ニ区分ス

第二条 本会計ニ於テ食糧、農産物等及輸入飼料ノ買入代金以外ノ経費ヲ支弁スル為必要アルトキハ政府ハ本会計ノ負担ニ於テ借入ヲ為スコトヲ得
第三条 本会計ニ於テ食糧、農産物等及輸入飼料ノ買入代金ノ財源ニ充ツル為必要アルトキハ政府ハ本会計ノ負担ニ於テ一年内ニ償還スヘキ証券ヲ発行シ又ハ同期間内ニ償還スヘキ借入ヲ為スコトヲ得

本会計ニ於テ食糧、農産物等及輸入飼料ノ買入代金ノ支払上一時現金ニ不足アルトキハ政府ハ本会計ノ負担ニ於テ当該年度内ニ償還スヘキ証券ヲ発行シ又ハ同期間内ニ償還スヘキ一時借入ヲ為スコトヲ得

第四条ノ三 政府ハ食糧、農産物等及輸入飼料ノ買入代金ノ支払ニ付其ノ事務ノ一部ヲ銀行（日本銀行ヲ除ク）、農林中央金庫又ハ農業協同組合ニ委託スルコトヲ得

政府ハ日本銀行又ハ農林中央金庫ニ対シ食糧、農産物等及輸入飼料ノ買入代金ノ支払ニ必要ナル資金ヲ交付スルコトヲ得

農林中央金庫ハ農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十五条ノ規定ニ拘ラス食糧、農産物等及輸入飼料ノ買入代金ノ支払ニ関スル事務ヲ行フコトヲ得

第六条ノ二 農産物等安定勘定ニ於テハ農産物等ノ売渡代金、調整勘定ヨリノ受入金、一般会計ヨリノ受入金其ノ他附属雑収入ヲ以テ其ノ歳入トシ農産物等ノ買入代金、農産物等ノ買入及売渡ニ関スル諸費、業務勘定及調整勘定ヘノ繰入金其ノ他附属諸費ヲ以テ其ノ歳出トス

前項ノ一般会計ヨリノ受入金ハ予算ノ定ムル所ニ依リ農産物等安定勘定ニ生ズル損失ヲ補填スル為一般会計ヨリ之ヲ繰入ルルモノトス

第六条ノ二ノ二 輸入飼料勘定ニ於テハ輸入飼料ノ売渡代金、麦等（飼料用ニ限ル）ノ輸入ニ係ル納付金、調整勘定ヨリノ受入金、一般会計ヨリノ受入金其ノ他附属雑収入ヲ以テ其ノ歳入トシ輸入飼料ノ買入代金、売渡及交換ニ関スル諸費、業務勘定及調整勘定ヘノ繰入金其ノ他附属諸費ヲ以テ其ノ歳出トス

前項ノ一般会計ヨリノ受入金ハ予算ノ定ムル所ニ依リ輸入飼料勘定ニ生ズル損失ヲ補填スル為一般会計ヨリ之ヲ繰入ルルモノトス

第六条ノ三 業務勘定ニ於テハ食糧管理勘定、農産物等安定勘定、輸入飼料勘定及調整勘定ヨリノ受入金其ノ他附属雑収入ヲ以テ其ノ歳入トシ本会計ノ事務取扱及施設運営ニ関スル諸費、調整勘定ヘノ繰入金其ノ他附属諸費ヲ以テ其ノ歳出トス

第六条ノ五 調整勘定ニ於テハ一般会計ヨリノ受入金、証券（第三条第二項及第四条第二項ノ規定ニ依リ発行スル証券ヲ除ク）ノ発行収入金、借入金並食糧管理勘定、農産物等安定勘定、輸入飼料勘定及業務勘定（以下本条ニ於テ他勘定ト謂フ）ヨリノ受入金其ノ他附属雑収入ヲ以テ其ノ歳入トシ他勘定ヘノ繰入金、証券（第三条第二項及第四条第二項ノ規定ニ依リ発行スル証券ヲ除ク）及借入金ノ償還金並証券、借入金及一時借入金ノ利子其ノ他附属諸費ヲ以テ其ノ歳出トス

・ (略)

第六条ノ八 内閣八毎年度本会計ノ予算ヲ作成シ一般会計ノ予算ト共ニ之ヲ国会ニ提出スヘシ

前項ノ予算ニ左ノ書類ヲ添付スヘシ

一 歳入歳出予定計算書及国庫債務負担行為要求書

二 前前年度ノ各勘定ノ損益計算書、貸借対照表及財産目録

三 前年度及当該年度ノ各勘定ノ予定損益計算書及予定貸借対照表

四 国庫債務負担行為ニシテ翌年度以降ニ亘ルモノニ付キ前年度迄ノ支出額及支出額ノ見込並当該年度以降ノ支出予定額

第六条ノ九 食糧、農産物等及輸入飼料ノ買入数量ノ増加其ノ他避クベカラザル事由ニ因リ生ジタル予算ノ不足ヲ補フ為歳出予算ニ予備費ヲ設クルコトヲ得

第八条ノ四 農産物等安定勘定ニ於ケル毎年度ノ損益計算上ノ利益八積立金トシテ之ヲ積立ツベシ

農産物等安定勘定ニ於ケル毎年度ノ損益計算上ノ損失八積立金ヲ減額シ之ヲ整理スルモノトス但其ノ損失額中当該整理ヲ為シ得ザル部分ノ金額ハ損失ノ繰越トシテ之ヲ整理スベシ

第八条ノ四ノ二 輸入飼料勘定ニ付テハ前条ノ規定ヲ準用ス

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和四十年法律第百二十二号)(抄)

(機構法ノ適用)

第二十条ノ二 (略)

2 第三条第一項ノ規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、機構法第十条第二項中「前項」とあるのは「前項及び加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(以下「暫定措置法」という。)(第三条第一項」と、機構法第十一条中「業務」とあるのは「業務」と及び暫定措置法第三条第一項第一号から第五号までの業務(これらの業務に附帯する業務を含む。以下同じ。)(について」と、機構法第十二条第一項及び第二十条第二号中「第十条」とあるのは「第十条及び暫定措置法第三条第一項」と、機構法第十三条第一項中「第十条第一号イ及びロ並びに第六号」とあるのは「第十条第一号イ及びロ並びに第六号並びに暫定措置法第三条第一項第一号から第五号までの業務に係る勘定」と、機構法第十七条中「交付する補助金」とあるのは「交付する補助金又は暫定措置法第三条第一項第一号の業務として交付する生産者補給交付金」と、機構法第二十二号中「この法律」とあるのは「この法律又は暫定措置法」とする。

(区分経理ノ特例)

第二十条ノ三 機構は、第三条第一項第一号から第五号までの業務(これらの業務に附帯する業務を含む。以下同じ。)(に係る機構法第十一条の勘

定において独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十四条第一項に規定する残余を生じたときは、これらの規定にかかわらず、農林水産大臣の承認を受けて、その残余の額に政令で定める割合を乗じて得た額に相当する額を超えない額を、機構法第十条第一項第二号の業務（同号の農林水産省令で定める事業に係るものに限る。）に必要な経費の財源に充てるため、機構法第十一条第一号の業務に係る勘定に繰り入れることができる。

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）（抄）

（機構に対する交付金）

第十四条 政府は、機構に対し、第三条第一項に規定する業務、法第二条第三項に規定する指定食肉（以下「指定食肉」という。）についての機構法第十条第一項第一号の業務（これに附帯する業務を含む。次項において同じ。）並びに食肉等についての同項第二号及び第七号の業務（これらの業務に附帯する業務を含む。）に必要な経費の財源に充てるため、交付金を交付するものとする。

2 機構は、前項の規定により交付を受けた交付金を第十六条第一項の規定により第三条第一項に規定する業務に必要な経費の財源に充てるものとして当該業務に係る機構法第十一条の勘定に繰り入れ又は指定食肉についての機構法第十条第一項第一号の業務若しくは食肉等についての同項第二号若しくは第七号の業務（これらの業務に附帯する業務を含む。）に必要な経費の財源に充てるための資金として管理しなければならない。

（機構法の適用）

第十五条の二 第三条第一項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、機構法第十条第二項中「前項」とあるのは「前項及び肉用子牛生産安定等特別措置法（以下「特別措置法」という。）第三条第一項」と、機構法第十一条中「業務ごと」とあるのは「業務ごと及び特別措置法第三条第一項に規定する業務について」と、機構法第十二条第一項及び第二十二條第二号中「第十条」とあるのは「第十条及び特別措置法第三条第一項」と、機構法第十四条中「勘定」とあるのは「勘定又は特別措置法第三条第一項に規定する業務に係る勘定」と、機構法第十七条中「交付する補助金」とあるのは「交付する補助金又は特別措置法第三条第一項第一号の業務として交付する生産者補給交付金若しくは同項第二号の業務として交付する生産者積立助成金」とする。

（区分経理の特例）

第十六条 機構は、機構法第十一条の規定にかかわらず、第三条第一項に規定する業務に必要な経費の財源に充てるため、第十四条第二項に規定する資金（以下「調整資金」という。）から、当該業務に係る機構法第十一条の勘定に繰り入れることができる。

2 機構は、機構法第十一条の規定にかかわらず、調整資金の運用若しくは使用に伴い生ずる前事業年度の機構の収入の額又はその見込額の全部又は一部を、第三条第一項に規定する業務又は加工原料生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号）第三条第一項第一号から第五号までの業務（これらの業務に附帯する業務を含む。）に必要な経費の財源に充てるため、これらの業務に係る機構法第十一条の勘定に繰り入れることができる。

農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）（抄）

（所掌事務）

第四条 農林水産省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 五十三（略）

五十四 農産物等（農産物価格安定法（昭和二十八年法律第二百二十五号）第二条第一項に規定する農産物等をいう。）及び輸入飼料の買入れ、保管及び売渡しの実施に関すること。

五十五 八十七（略）

食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第六号）（抄）

（権限）

第四十条（略）

2（略）

3 審議会は、前二項に規定するもののほか、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）、家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）、飼料需給安定法（昭和二十七年法律第三百五十六号）、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第八十二号）、果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第十五号）、畜産物の価格安定に関する法律（昭和三十六年法律第八十三号）、砂糖の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第九号）、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第一百十二号）、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）、卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）、肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）、食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第一百三十三号）及び食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第十六号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。